

用語集

ア行

逸出・逸走（いっしゅつ・いっそう）

飼育している動物が逃げ出すこと。逸走も同義。植物の場合は，栽培している植物が管理下から外れて野生化すること。

遺伝的かく乱（いでんてきかくらん）

長い歴史の中で形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が，人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

意図的導入

外来種を人為によって自然分布域外に意図的に移動または放出すること。

カ行

外来種

外来生物の種。（分類学的に異なる集団とされる，亜種，変種を含む。）

外来種被害予防三原則

外来種問題を引き起こさないための私たち一人一人のとるべき姿勢を表した標語。「入れない・捨てない・拡げない」。

外来生物

ある地域に人為的に導入されることにより，その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物のことを指す。ただし，外来生物法では，「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」として定義されている。

外来動植物

その本来持つ移動能力を超えて，県内又は県内の特定の地域に導入されることにより，その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物（そ

の動植物が交雑することにより生じた動植物を含み，特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する特定外来生物を除く。）をいう。

競合

競争と同義語。

競争

同種または異種の複数個体が，同じ資源（食物，空間など）を求め，かつその供給量が限られているときに生じ，相手に対して負の影響を与えるような相互作用のこと。

群集（生物群集）

ある地域に生息している複数の生物種の個体群の集合で，単なる個体群の寄せ集めではなく，生物種間のさまざまな相互関係によって組織化された集団の単位。

県民等

県民，事業者，旅行者及び滞在者をいう。

交雑

雑種が形成されるような遺伝的組成の異なる個体間の交配。

国外由来の外来生物

「外来生物」のうち，我が国に自然分布域を有していない生物。

国内由来の外来生物

我が国に自然分布域を有している（在来生物）が，その自然分布域を越えて国内の別の地域に導入された生物。

個体群

ある地域に住む同種個体のすべてを含んだもの。地域の境界は研究目的に

応じて任意的に決められることが多く、人為的にある場所に集められたものを個体群と呼ぶ。

固有（亜）種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種。この場合、「特定の地域」には、国レベル、都道府県レベル、地域レベルなどさまざまなとらえ方がある。例えば、ヤンバルクイナは、日本の固有種であるだけでなく、沖縄県沖縄本島、やんばる地域の固有種である。

サ行

指定外来動植物

外来動植物であって、県内又は県内の特定の地域の生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとして第7条の規定により知事が指定したものの個体（卵、種子、器官その他規則で定めるものを含み、生きているものに限る。）をいう。

在来生物

もともとその生息地に生息していた生物の個体および集団。

終生飼養（終生飼育）

動物を飼う者が、責務として動物がその命を終えるまで適切に飼養（飼育）すること。

飼養等

飼養，栽培，保管又は運搬をいう。

侵略的な外来生物

外来生物のうち、わが国の生態系，人の生命・身体，農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。

生態系

ある地域にすむすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成される。エコシステム。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されている。

生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。わが国は、平成 7 年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに 4 度の見直しを行っている。

夕行

定着

外来生物が新しい生息地で、継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。

適合飼養等施設

指定外来動植物の性質に応じて知事が定める基準に適合する飼養等のための施設。

導入

意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし，又は及ぼすおそれがあるものとして，外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ，卵，種子，器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は，海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。

八行

バラスト水

荷物を積載していない船を安定させるために積み込む海水のこと。荷物を降ろした時に積み込まれ，通常，荷を積む際に港内において排出される。

非意図的導入

人や物の移動に伴って，意図せず外来生物が自然分布域外に運ばれること。

防除（ぼうじょ）

捕獲，採取又は殺処分，被害防止措置の実施等。